

広島県教育委員会会議録

令和 7 年 3 月 1 4 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年3月14日（金） 13：00開会

15：45閉会

1 出席者

教 育 長	篠 田 智 志
委 員	細 川 喜 一 郎
	中 村 一 朗
	志 々 田 ま な み
	菅 田 雅 夫
	小 田 原 希 美

2 出席職員

教 育 次 長	池 田 克 輝
管 理 部 長	江 原 透
学びの变革推進部長（兼）教育センター所長	阿 部 由 貴 子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参事	重 森 栄 理
総 務 課 長	榊 原 恒 雄
秘 書 広 報 室 長	糸 崎 誠 二
教 職 員 課 長	竹 森 潤 一
施 設 課 長	藤 井 典 之
文 化 財 課 長	渡 辺 誠 一
学 校 経 営 課 長	坂 光 秀 和
教 育 改 革 課 長	沖 本 勝 豊
義 務 教 育 指 導 課 長	今 川 浩 之
高 校 教 育 指 導 課 長	松 尾 真 理
特 別 支 援 教 育 課 長	小 野 裕 之
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	津 村 真 一 郎
	山 内 領 二

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第1号議案-1 広島県教育委員会規則等の一部改正について	1
日程第3	第3号議案 広島県立高等学校のスクール・ミッション（共通）の策定について	2
日程第4	第4号議案 博物館再登録等について	4
日程第5	報 第 1 号 令和7年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	5
日程第6	報 告 ・ 協 議 1 不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果について	8
日程第7	報 告 ・ 協 議 2 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第2回）の概要について	10
日程第8	報 告 ・ 協 議 3 全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定校）の対象拡大について	13
日程第9	第1号議案-2 広島県教育委員会規則等の一部改正について	14
日程第10	第2号議案 教職員人事について	14

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員、志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案のうち、広島県教育委員会組織規則に関する部分及び第2号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。

それでは、ただいまの細川委員の発言について採決いたします。

第1号議案の広島県教育委員会規則等の一部改正についてのうち、広島県教育委員会組織規則に関する部分、第2号議案の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案のうち、広島県教育委員会組織規則に関する部分及び第2号議案を公開しないで審議することといたします。

それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則等の一部改正について審議いたしますが、複数ありますので、第1号議案の1と2に分けてそれぞれ説明をいただき、採決を行わせていただきます。

なお、広島県教育委員会組織規則に関する部分である第1号議案－1は非公開となります。

第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

篠田教育長： それでは、第1号議案－2について、糸崎総務課長、説明をお願いいたします。

糸崎総務課長： それでは、広島県教育委員会規則の一部改正について、第1号議案－2、広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部改正について御説明いたします。

本議案は、毎年度末に教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員を対象に実施しております勤務成績評価の様式の見直しを行うものでございます。見直しの目的といたしましては、業務の効率化を図るため、様式中の押印欄を廃止することとしております。知事部局でも同様のことを行っておりまして、知事部局における取扱いと合わせて教育委員会においても同様の改正を行おうとするものでございます。改正後の訓令施行日は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

申し訳ございません、タブレット上に今、掲載しておりますのは改正の条文だけを、訓令の条文だけを上げておりますけれども、様式がデジタルであがっておりませんでしたので、お手元の紙で御確認いただければと思うんですが、押印欄を廃止するというものであります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

篠田教育長： それでは、ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 確認っていうところに印鑑を押してあるっていう、押すっていうことなんですか。

糸崎総務課長： 氏名のところ、一番上のちょっとちっちゃくて見えないんですけど、一番上の欄の右の氏名の後ろとかにも全部押印欄があるんですけども、それを全部やめるということです。

今、志々田委員がおっしゃられた確認というマスのところは印鑑ではなくて、16ページにあります一番最後の確認者のところとかも押印がありまして。最下段のところ印

の欄があると思うんですけど。

志々田委員：　そもそもデジタルでやってるので、紙ベースではなくって、もうファイル、エクセルなどのファイルでやってるので、今まではどうしてたんですか。

糸崎総務課長：　これまでは整理としては、おっしゃるとおりデジタルなんですけれども、一応1回出して印をする、という形をやっていたものをやめると。

志々田委員：　よく分かりました。ありがとうございます。

中村委員：　単なる認め印なんで、なくていいと思います、ということだけで、以上です。

菅田委員：　ちょっと確認なんですけど、先ほど志々田委員が言われた確認のところって、個別の様式、1から7までも下のほうに確認があるんですけども、これは印鑑じゃなくてサインで、サインを必要とするということになるんですか。そうするとまた印刷が必要になると思うんですけど。

糸崎総務課長：　あらかじめ確認者とかが設定されておりまして、自動で確認をした後に、入力した後に確認者が確認済みが出るような仕組みになっております。

菅田委員：　分かりました。

小田原委員：　今までの話を全部総合すると、今後はもう一切印刷することなく、全部エクセルなりPDFなり管理をしていくということによろしいですか。

糸崎総務課長：　おっしゃるとおりです。もうそういう個別のアプリケーションで出るようなデータではなくシステムになっていまして、そういうシステムの中で完結する。

小田原委員：　ありがとうございます。

篠田教育長：　そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長：　全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第3号議案 広島県立高等学校のスクール・ミッション（共通）の策定について

篠田教育長：　続きまして、第3号議案、広島県立高等学校のスクール・ミッションの策定につきまして、今川教育改革課長、説明をお願いいたします。

今川教育改革課長：　第3号議案によりまして、県立高等学校に期待される社会的役割等、いわゆるスクール・ミッションといたしまして、広島県立高等学校のスクール・ミッション（共通）を策定することを提案いたします。

まず、1 策定の趣旨を御覧ください。令和3年3月31日付、文部科学省初等中等教育長通知、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布に基づきまして、各県立高等学校が三つの方針を策定する前提といたしまして、広島県立高等学校スクール・ミッション（共通）を策定したいと考えてございます。

続いて、2 広島県立高等学校のスクール・ミッションの概要を御覧ください。

スクール・ミッションにつきましては、令和3年3月に文部科学省から通知されたところでございますが、本県では今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画の改編時期が間近に迫っていたことから、第2期基本計画を踏まえたスクール・ミッションにすべきと考えまして、これまでミッションの策定を保留していたところでございます。昨年3月に今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）を策定したため、この内容等を踏まえまして、まずは普通教育を主とする学科、総合学科及び専門教育を主とする学科を基本の単位といたしまして、広島県立高等学校スクール・ミッション（共通）を策定するものでございます。

なお、定時制、通信制課程を置く高校及び併設型中高一貫教育校につきましては、先ほど申し上げました学科ごとのミッションに、現状、各校が担っている役割等を踏まえたミッションを追加したいと考えてございます。

また、二つ目の丸にございまして、今後策定予定の実施計画及び次期教育に関する大綱の内容を踏まえまして、別途各学校の具体的な役割を目指す姿を示す各学校単位

の広島県立高等学校スクール・ミッション（個別）を策定したいと考えております。

続いて、資料の１ページを御覧ください。こちらには広島県立高等学校のスクール・ミッション（共通）の内容と各区分に該当する学校名をお示ししてございます。スクール・ミッション（共通）につきましては、各区分におきまして特に重視する学び、資質・能力、育成する人材像の三つの視点により作成をしております、その内容につきましては、学習指導要領やその解説、中央教育審議会答申、令和の日本型学校教育の構築を目指してや、先行いたしまして各学校で策定をしております三つの方針などを参考にしているところでございます。例えば普通教育を主とする学科を置く高校のミッションにおきましては、社会環境等が急速に変化していくことが想定される中で、知識及び技能と思考力、判断力、表現力等をバランスよく身につけ、社会の変化に柔軟かつ主体的に対応できる人材を育成することや、総合的な探求の時間を核とした各教科、科目等における探求的な学びを通じて、地域や社会の発展に貢献する人材を育成するといったことを掲げてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 各県、スクール・ミッションをどうやって設定していくのかっていうのはいろいろとあって、広島県の場合は２階建てでいこうと、いわゆる総合的なものと、それから個別のものとの２階建てで構築をしていく。また、個別については今後の議論の中で考えていくと。そこに地域性であるとか、それから周辺の学校とのバランスだとか、そういうことも盛り込みながら個別については対応していくっていう理解でよろしいでしょうか。

今川教育改革課長： 御指摘のとおりでございます、まずは学科ごとに共通する大きな方向性というものをお示しをしまして、今後、在り方に係る実施計画、教育に関する大綱というのを定めてまいりますので、それと各地域、学校の特性というものを踏まえて個別の学校のミッションをつくり上げていくと、そういうふうと考えているところでございます。

志々田委員： 専門教育を主とする学科を置く高校のミッションのところ、私、あんまり専門教育の分野詳しくないので、ほか二つは普通教育でいえば総合的な探究の時間、それから総合でいえば「産業社会と人間」という核となるものが示されてるんですけども、専門教育っていうのは、これそういった科目、いわゆる教科横断的であり、探求的な学びみたいなものを示している教科の名前というのはないんですか。

今川教育改革課長： やはり各学科、工業であったり農業であったり様々ございまして、それぞれの基礎的な内容を学ぶ教科であったりとか様々ある中で、なかなか特定の教科名をここに掲げることができませんでしたので、そういった意味で共通項的な書きぶりということにさせていただきます。

志々田委員： 総合的な探究の時間もそうですし、「産業社会と人間」もそうですし、産学官連携ということについても、いずれにしても地域社会と共にどう学校をつくっていくのかっていうようなメッセージが共通にして伝わってくる内容なのでいいのかなとは思っています。ぜひ、今度はこれを踏まえて個別っていうところで、よくあるのは学校にお任せしてしまって、総合は全部教育委員会ですから、個別は各学校でやってねっていうと、もうばらばらの、今までと変わらないものが出てくる可能性が高いので、ぜひ教育委員会としても、もちろん学校を無視してはいけないので、対話をしながら、やっぱりスクール・ミッションというのは教育委員会が設定するものであって各学校が設定するものではないので、ぜひその辺り、校長先生、校長会ともよく連携をしながら、ほかの県にない、分かりやすいスクール・ミッションが示せばいいなと思いました。以上です。

細川委員： 御説明ありがとうございました。総合というところで見させていただくと、非常によくまとめられて書かれているなというふうに率直に感じました。

それから、今、志々田委員もおっしゃったように、今後の在り方に係るというところまで関わってくるので、しっかり個別のほうを御検討いただけたらというふうに思います。意見まで。よろしくお願いいたします。

篠田教育長： それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第4号議案 博物館再登録等について

篠田教育長： 続きまして、第4号議案、博物館の再登録等につきまして、山内生涯学習課長からの説明をお願いいたします。

山内生涯学習課長： 第4号議案、博物館再登録等について御説明申し上げます。

1の提案の要旨を御覧ください。今回、海の見える杜美術館、呉市立美術館、公益財団法人ウッドワン美術館につきまして、博物館法に基づく博物館登録原簿への再登録を行うとともに、アートギャラリーミヤウチについて、博物館に相当する施設の要件を備えていることについて確認を行おうとするものでございます。

令和5年4月に博物館法の一部改正がありました。この概要について、簡単に御説明いたします。

資料の14ページを御覧ください。それまでは県教育委員会におきまして、開館日数や職員配置といった外形的な基準に基づいて審査を行っておりました。改正後は、資料の収集、保管、展示や、調査研究体制といった博物館の活動に着目した基準が追加されたことに伴い、法改正前から登録されている博物館等について令和10年3月末日までにこれらの実質的な要件を満たしていることについて審査をした上で、再登録を行うこととなったものでございます。

次に、再登録の現状について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。現在県が所管しておりますのは、登録博物館が23館、博物館に相当する施設が3館となっております。この度、色をつけております4館から申請がありました。

なお、今後は備考欄の右端が空欄になっております16館について、各館からの申請を受けて計画的に審査を行うこととしております。

それでは、議案の2枚目に戻っていただきます。4の再登録（確認）理由を御覧ください。今回申請のありました4館について、生涯学習課において申請書類の書面審査、学芸員資格を有する学識経験者を伴う実地調査を行いました。これらの結果につきましては、資料の1ページから8ページに各館の審査表を添付しております。

いずれの館におきましても、職員配置、施設設備、開館日数等の基準を満たしておりました。また、展覧会の開催、収蔵品の調査研究活動、ワークショップ等を通じた地域住民への学習機会の提供などを行っていることを確認いたしました。このため、海の見える杜美術館、呉市立美術館及び公益財団法人ウッドワン美術館を博物館登録原簿に再登録するとともに、アートギャラリーミヤウチを博物館に相当する施設と認めてよいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、又は御意見がありましたらお願いいたします。

小田原委員： 博物館登録原簿に再登録をしたり、その博物館に相当する施設と認められたら、その後は法律上の効果としてはどのようになっていくのでしょうか。

山内生涯学習課長： 改めて14ページを御覧いただければと思います。まず、博物館登録を行った場合のメリットでございます。下の表の改正博物館法の見直し内容の一番下の段にメリットが記載してあります。地方公共団体は該当になりませんが、私立の博物館などですと税制上の優遇措置が生じます。また、市町村が設置するものであれば特別交付税の申請が可能になる場合もございます。それ以外に、登録美術品制度に基づいて美術品を公開することが可能になったり、国が補償します美術品補償制度の利用の対象になったりするといったメリットがございます。これにつきまして、毎年度各館の活動状況を我々に報告をいただいております、きちんと運営されていることを確認するというのが今後続くことになります。

小田原委員： ありがとうございます。

菅田委員： 再登録が必要でまだ行われてない数が、何館でしたっけ。

山内生涯学習課長： 16です。

菅田委員： 16ですよ。最終年に一度にということになると、審査の工数が足りなくなるんですけども、これはあらかじめ何年度ぐらいを目処にやってくださいよと、平準化するよう

に各博物館にも連絡されている状況なんですか。

山内生涯学習課長： これは法律で、改正前の状態が令和10年3月までは継続するみなし規定がございます。それまでの期間に再登録を求めています。改正があったときに登録館全てに説明会をさせていただいて、その際に、各対象年度を提案させていただいております。各館の御都合に合わせて審査順は前後することはできるのですが、皆様が確実に登録いただけるように連携を取りながら審査年度を決めているところでございます。

菅田委員： 分かりました。

志々田委員： 令和10年までにコンスタントに皆さんに御協力いただきながら博物館の再登録を県教委としては進めていくということだと思えるんですけども、これってやっぱり専門家の先生に来ていただいて、書類や現地視察も含めてお世話になるということは、様々な形、旅費とか謝金とかというようなことも用意をしているんだと思うんですけども、なので先ほど言ったように計画どおりというふうなことなんだと思うんですけども、1年間にどれぐらい、今回4つというか3つですよね、実質3つですけども、これ、毎年何館ずつというふうに決めてるんでしょうか。

山内生涯学習課長： おおむね5、6館ずつの分担で各館には相談をさせていただいております。

志々田委員： もしどこかで10館の年度が出てきたときに、予算上難しくなったりすることはあり得るんでしょうか。

山内生涯学習課長： 審査に協力をしていただく有識者の方の選定によるかと思いますが、今回の場合でいいますと、歴史博物館の学芸課長に学芸員資格の有識者としてお願いをしたところでございます。前年度は大学の先生方に御協力をいただきました。専門もございますので、その辺りは審査にふさわしい方をお願いするんですが、いずれにしてもきちんと予算の範囲内で計画的に審査していただけるように調整してまいります。

志々田委員： 安心しました、ありがとうございます。

篠田教育長： それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報第1号 令和7年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

篠田教育長： 続きまして、報第1号、令和7年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、糸崎総務課長、説明をお願いいたします。

糸崎総務課長： それでは、令和7年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、報第1号を御説明いたします。

令和7年広島県議会2月定例会に追加提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集するいとまがないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、今回御報告をさせていただきまして、御承認をお願いするものでございます。このたびの議案は、令和6年度の教育委員会関係の補正予算案についてでございます。

3ページを御覧ください。まず、1の令和6年度一般会計予算についてでございます。このたびの補正予算では、国の令和6年度補正予算を活用し、体育館への空調設備の整備やデジタル人材の育成に取り組むための予算などを計上しております。具体的には、資料の下半分になりますけれども、破線囲みで要求内容を欄として記載をまとめてございますけれども、県立学校施設設備整備事業について、広島特別支援学校の内部改修や広島北特別支援学校の体育館の空調設備の更新などを実施するため、3億8,300万余の増額を行うほか、A Iの活用による英語教育強化事業について、A Iを活用した会話練習や家庭学習と授業との連携モデルの構築などを実施するための経費として1,500万円の増額。高等学校デジタル人材育成強化事業について、県立高等学校のカリキュラムの充実

や教員の指導力向上の取組などを実施するための経費として2億9,000万円の増額。それから、文化財保存事業費補助金について、所有者等が実施する指定文化財の保存修理に要する経費を補助するための経費として8,000万円余の増額などを計上しております。

その他、事業執行見込み等を踏まえて予算の整備を行うこととし、(1)の歳入については、表の今回の補正額の列の一番下の段に教育委員会計の欄がございますけれども、44億9,100万円余の減としており、一番右側の列になりますけれども、最終予算額は458億9,300万円余となっております。これは表の上から2段目の国庫支出金という欄があるかと思うんですが、ここですけれども、公立小中学校の1人1台端末の更新整備に係る補助金の減などにより35億4,800万円余の減額となったことや、表の下から2段目でございますけれども、県債について、県立学校の改修工事費の入札減などにより6億1,300万円余の減額となったことなどによるものでございます。

また、(2)の歳出についてでございますが、表中、今回補正額の列がございますけれども、一番下に合計欄がございます。63億6,100万円余の減としておりまして、その右にありますとおり、最終予算額は1,684億4,200万円余となっております。

続いて、4ページをお願いいたします。(3)の歳出の経費区分内訳についてです。一般事業費のうちその他でございますけれども、公立小中学校の1人1台端末等の更新整備に係る基金積立金の減などにより44億5,200万円余の減額としているほか、職員給与費について教職員に対する給与等の支給額が当初の見込みを下回りましたことなどから、16億9,400万円余の減額としております。

次に、(4)の繰越明許費についてでございますが、国の補正予算を活用する事業や県立学校の施設設備整備事業などについて事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、合計で19億7,700万円余を計上をしてございます。

続いて、2の下で2ですけれども、令和6年度高等学校等奨学金特別会計予算についてでございます。奨学金の貸付者及び給付者数が当初の見込みを下回ったことなどにより、歳入及び歳出それぞれ1億7,300万円余の減額を行うこととしております。

なお、5ページ、6ページには項目別の歳出内訳を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 資料3ページの点線囲みの中の一番上の丸のところ、ちょっと御説明がなかったと思うんですが、幼稚園等のデジタル環境整備支援事業、幼児と向き合う時間を確保するため、デジタル環境の整備というのは、これは幼稚園の教員の働き方改革のようなことに資するためということですか。

山内乳幼児教育支援センター長： この補助金は公立の幼稚園を対象といたしまして、幼稚園の先生方が幼児と向き合う時間を確保するためのデジタル環境の整備に係る費用を支援するものでございます。実際には、今、同意されたところでいいますと、福山市の登降園の補助システムでありますとか、もしくは教育活動を支援するためのカメラやパソコンなどを購入する際の費用を補助するものとなっております。以上です。

中村委員： ありがとうございます。

それから、4ページの歳出で職員給与費が16億強、実際には少なく済んだということなんですが、これの要因というのはどういうことなんでしょうか。

糸崎総務課長： 例年こういう傾向にあるんですけれども、当初見込んでいる額、積み上げがございまして、それよりも実際に焦げつかないようというか、足りないことがないように積んでありますので減が出るということと、今回は当初見込んでいましたよりも若年層の部分がちょっと増加していて、40代以上が減少している傾向があるものですから、後ろの部分の見込みの積算によってちょっと多めになっているものが、結果として少なくなっているということで、今回の減少になってございます。

中村委員： ありがとうございます。定員が埋まらなかったみたいなことも要因に入っているんですか。

糸崎総務課長： それはないことはないですけど、それが大きな要因としてこの額を占めてるわけではないです。

中村委員： 分かりました。

糸崎総務課長： 母数が大きいので、このぐらい金額が出ていると。

中村委員： ありがとうございます。

細川委員： 私は4ページの一番上の(3)のところでお伺いしたいんですけれども、歳出の経費

区分別内訳で一般事業費の施設整備が約2億円減額されたということなんですけども、学校が例えばいろいろな施設整備をしてほしいという要求があると思うんですけども、これ、全て、全てじゃないですね、学校が要望されたところというのは施設整備としては完了しているんでしょうか。

それと、その他っていうのは265億で、今回44億5,000万ぐらいが減額されてますが、その他っていうのは大体どういう事業費になるんでしょうか。

渡辺施設課長： まず施設整備のほうでございますけども、こちらによる補正額ですけれども、営繕課にお願いしております大きな大規模な工事、こちらのほうの入札減というところが主なものになっております。学校から御要望がございまして、学校のほうで改修して、予算令達についてはほぼ実施させていただいているところでございます。

糸崎総務課長： 今、もう一つありましたその他のところの減でございますけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、GIGAスクール構想で国から交付金が、補助金が来ますと。それをここの歳出のところで申し上げますと、我々、基金のほうに積み立てるという行為をしてるんですけれども、当初、来ますって言っていた予定の金額が、年度を分割して県に入ってくることになりました。その入ってくる分を落としていて、基金に積み立てるという行為が歳出になってるんですけれども、こちらと同じようにサイズをダウンしたということです。年度がまたいで別々にやってきますので、トータルで事業が縮小されるということではなくて、国のお金の、県とのやり取りの段取りでこういうふうに関歳出のほうで基金を積み立てる額が小さくなっているというふうに御理解いただければと思います。

細川委員： それは理解したんですけども、その他というふうにくくられているものが266億円弱ございまして、非常に額が大きいと思うんですが、これ細分化されるっていうようなことは、もうちょっと具体的な項目というんですかね、区分分けするということはないんですか。例えば施設整備では87億円というふうに、現計予算額のほうです。書いてございますが、その他は265億ですよ。というのは、もう少し細分、例えばさっき言われたGIGAスクール構想とかいろいろ具体的にあるんでしたら、もう少し、その他でくくらずに、もうちょっと具体項目があってもいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

糸崎総務課長： 今、御覧いただいているのは3の歳出の経費区分の内訳、いろんな分け方ちょっとさせてもらっているんですけども、一般事業費として施設整備費とその他になっていて、職員給与費と災害復旧費という分けになってるんですけども、細かくいろんな分け方になっていきますけれども、一番最初の、3ページになるところ、例えば歳出でいえば、これ役所の款項目という費目別で表させてもらっていて、細かい事業費別でいけば、一番後ろに、ちょっと御説明しなかったんですけども、歳出内訳で一般会計の費目の中を分けて、右の説明のところの欄に細かい資料ごとのものを掲載させていただいているかなというふうに思っています。分け方で、確かにおっしゃられる、今御指摘のあった3の歳出の経費区分内訳のところでもいいですよと、ちょっと大きなもののくくりでこういうふうに表現させていただいてますけれども、ごめんなさい、ちょっと違ってますか、趣旨。

細川委員： いえ、おっしゃられようとしていることは分かります。後の表を見ればそれぞれ載っているということでございますが、その他というと、もう少し額が小さいほうがその他であって、職員給与費とかいうのはもうこれで分かるじゃないですか。ただ、一般事業費の施設整備に比べてその他の額が大き過ぎるから、ここはもう少し分かりやすくされたらどうかというふうに思ったところです。

糸崎総務課長： 大変失礼しました。おっしゃるとおりでありますけれども、今回たまたまGIGAスクールがあったものですから、ここはちょっと大きく膨らんで見えてますけれども、通常であれば、ここにはおっしゃられるようにちょっと小さい数字が計上されるかと思えます。

細川委員： 承知しました。

篠田教育長： ほか、いかがでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

採決に移らせていただきます。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議 1 不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 1、不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果について、引き続いて糸崎総務課長、説明をお願いいたします。

糸崎総務課長： 報告・協議 1 でございます。不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組の結果について御報告をさせていただきます。

令和 4 年 8 月及び 9 月、一部報道機関により教育委員会が発注しました委託事業について、法令に違反する疑いがあると報じられたことを受け、外部の弁護士に調査を依頼しましたところ、官製談合防止法及び地方自治法に違反する手続が認められるとの報告がなされました。この弁護士による調査報告においては、教育長と関係職員が双方向に忌憚のないコミュニケーションを取ることができる自由闊達な組織風土の実現が必要と提言をされましたことを受けて、教育委員会では令和 5 年 5 月に不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けてという最終整理をまとめまして、組織風土の改善策として 4 点、教育長のマネジメントの改善、職場の心理的安全性の向上、コンプライアンス意識の向上、不祥事を防止する仕組みづくり、この 4 点を掲げて取り組んできたところでございます。こうした一連の取組状況につきまして、昨年度に引き続き今年度の状況を説明させていただければと思います。

それでは、資料の 1 ページを御覧ください。先ほどの 4 点が左の分類の欄に区分分けになってございますので、順に御説明させていただければと思います。まず、1 のこれまでの主な取組内容について、今年度の取組部分を黄色で塗り分けております。

まず、教育長のマネジメントの改善についてでございます。今年度につきましても、上司と部下が忌憚のないコミュニケーションをすることができる自由闊達な組織風土の実現に向けて、教育長による心理的安全な職場づくり宣言を発出し、実践をしているところでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。職場の心理的安全性の向上のための取組といたしまして、引き続き教育長の安全宣言に準じて、各所属長においても心理的な安全な職場づくり宣言を発出しております。また、教育長と事務局職員が意見交換を行うランチミーティングの実施、それから教育職と所属職員が 1 対 1 で対話を行う 1 o n 1 ミーティングの実施、部下が上司を評価する多面評価の実施などに取り組んでいるところでございます。

次に、コンプライアンス意識の向上のための取組についてでございます。こちら昨年度から引き続き各取組の徹底と進捗状況等を確認するコンプライアンス推進会議の開催、それから、今年度新たな取組といたしまして、令和 6 年 2 月に作成しました不適切な事務処理防止ハンドブックを活用したコンプライアンス研修の実施などに取り組んでおります。

続きまして、3 ページを御覧ください。不祥事を防止する仕組みづくりのための取組といたしまして、各所属における契約事務のチェック実施者の事務分掌への位置づけ、それからチェック体制の強化、教育委員会と利害関係のない外部の弁護士が通報を受ける外部相談窓口の運用を行うとともに、職員の服務規律の確保及び分掌管理事務等の適正化等について周知徹底を図っているところでございます。

続きまして、4 ページを御覧ください。右側の欄にこうした一連の取組に対する職員からの意見を取りまとめてございます。例えば主な意見といたしまして、心理的安全な職場づくり宣言については、昨年度よりも安全で安心な職場づくりに向けた取組が進んでおり、この宣言が一人一人の行動や責任に対する意識を高めるきっかけとなっていると感じる、でありますとか、教育長とのランチミーティングにつきましては、教育長が交代したタイミングでもあったのでとてもいい機会であったなどの意見がございました。

続いて、5 ページの右側の欄を御覧ください。1 o n 1 ミーティングについてでございますが、仕事内容、これからのキャリア、人間関係などをテーマに、ふだん言えないことを話せたので少し楽になった。それから、今年度行いましたコンプライアンス研修につきましては、コンプライアンスに対する基礎的な意識を見直すきっかけになった、

でありますとか、個人情報の適切な管理方法や契約支出事務などについて事例を交えながら注意する点を確認することができたなどの意見がございました。今年度実施したいずれの取組につきましても、組織内での意思疎通の活性化と職場の心理的安全性の向上、コンプライアンス意識の向上に一定の効果があったのではないかと考えておりますけれども、職員からの要望や意見、改善の御提案などもありますので、そうしたものを踏まえつつ、不祥事を生まない、安全で安心な職場づくりに向けて、引き続き工夫改善を行いながら継続して取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 不祥事を生まない安全で安心な職場づくりに向けた取組、その結果についてということで、令和6年度も取組が進んで、職員さんたちの評価も皆よいということですから、よかったというふうに思います。やはり大元の件を踏まえれば、ここにも書いてありますように、相手の間違いを指摘できる、相手とは違う自分の意見を伝えられるといったようなことがしっかりコミュニケーションできるためには、教育長であり所属長、管理職の皆さんの意識というものが大事になってくると思いますので、令和6年度も心理的安全性な職場づくり宣言を、教育長又所属長、管理職の皆さんも発出をされたということですが、ぜひ、発出したということにとどまらず、そういう職場をつくっていくという意識をそれぞれの教育長であり、各所属長、管理職の皆さんが持って、実際そういう職場の雰囲気づくりをしていくということが大事だと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

菅田委員： 1on1ミーティングに関してなんですけども、これは安全で安心な職場づくりのために行い始めたものなのか。それとも、民間企業だったら1on1ミーティングっていうのは人事評価で使ってるんですけども、これ、希望者だけって書いてあるんですけど、人事評価で1対1でフィードバックとかそういうふうな、ミーティングはあるわけですか。それプラス、安心・安全のための別のミーティングというふうに理解していいんですか。

糸崎総務課長： おっしゃられるとおりであります。人事でありますとか目標管理については別に設けて全職員と面談をしております。それとは別に、もう本当フランクな形で、自由なテーマで話せる機会として1on1ミーティングを所属長、職員が。これ、回数とか、何というんでしょう、頻度といいますか、とか誰をどの場でやるとかも各所属にらせてるところもありますけれども、自由に弾力的に1on1ミーティングは運用しているところでございます。

菅田委員： 分かりました。

志々田委員： いろんな取組をしていって、広島県教育委員会の風土に合っているものを続けていくということが、やらされ感が一番こういうのつらいものなので、本末転倒も甚だしくなると思いますので、年を重ねていくうちにいいものは長く続けて、安藤先生もおっしゃってくださっているように、長く自然に続けられるような業務に落とし込んだ取組になっていくというのが最終形態だろうなと。今は多分、やらなければならないという事案が発生して、まだ生々しく、また皆さん記憶にあるので、やらないとっていうことになってると思うんですけど、そう危機感っていつまでも続かないので、やっぱり業務の中で、何でもいいよっていって1on1ミーティングやっても、本当に趣味の話をするわけではちょっとないと思うので、何か業務としてみんなで取り組んでいけるという方向性で、やり方とか人数とか構成とかそういうところで工夫をしながら、なるべく業務の中でやっていけるように工夫するのがいいのかなと思って、これを感想を見て、先生、有識者の方たちのコメントを見ててそう感じました。以上、意見です。

細川委員： 2ページの下のほうに書いてございますコンプライアンス意識の向上の中で、具体的な取組として、コンプライアンス推進会議の開催を年3回されているということですが、どのタイミングで年3回行われているのかということと、それから、その横にコンプライアンス推進会議を開催と書いてございまして、どのようなことが議論されたり出てきているのかというようなことがありましたら、教えていただければと思うんですけど。

糸崎総務課長： まず、回数ですけども、年3回ということで、4月、それから11月、2月と実施させていただいております。内容についてでございますけれども、そうですね、今日取りまとめて御報告させていただいている表にございますような内容の進捗の状況でありますとか、職員からいただいている意見とかをその場で各所属長から御意見をいただい

る。ある意味、コンプライアンス推進会で確認をしながらここで取りまとめてきているという形というふうに御理解いただければいいかなと思います。

細川委員： 分かりました。私らの企業的に言えば、ちょっと違うかもしれませんが、マネジメントレビューというのがあって、インプットがあってアウトプットがあるっていうようなことをやってるんですけども、そんな感じで業務の内容を確認されたり、いろいろと改善点があればというようなことを協議されているというふうに理解してよろしいですか。

糸崎総務課長： 細川委員の今おっしゃられてるものがちょっとどういうものなのかよく分かってないかもしれませんが、日々の業務の進捗管理であるとか、やってる業務の監督というのは各所属でそれぞれやっていて、部とかで共通理解する場を設けてやってるっていうふうに理解してますけれども、今回のこのコンプライアンス推進会議について言えば、はっきりと4点を目標に掲げて、このところにフォーカスして今運用しているということかというふうに思っています。

細川委員： ああ、分かりました。マネジメントレビューというより内部監査っぽいほうですかね。いろいろと、いろんなことが起きますけども、コンプライアンスに関わるところで監査を、監査っていうんですかね、日々いろんなことが起きることについてどうしてか、今度からどうするかとか、いろいろ考えていくっていうところの推進会議であろかなというようにちょっと感じました。今後とも充実した会議を重ねられていただければというふうに思います。以上です。

小田原委員： 5ページ目の青島理事の方、青島先生の方の御意見で、取組の成果が定量的に計測できるアンケートで定点観測したらどうか、何ができていますと目標達成なのかとか目標値を設定していくことも大切だと思いますことが書いてあるんですが、これは確かにそうだなと思っていて、意見の中でおおむね好評というのはよく分かるんですけども、じゃあ昨年と比べて何がどう進捗したのかとかというのはなかなか見えにくいので、これをするためのこれ、このミーティングであったりとかということであってはいけないんですが、ちょっとこういった目標値とかを設定するのも必要なのかなと思いました。意見です。

篠田教育長： ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終えたいと思います。ありがとうございます。

報告・協議2 「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第2回）の概要について

て

篠田教育長： 続きまして、報告・協議2、「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第2回）の概要について、今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 報告・協議2によりまして、「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」有識者会議（第2回）の概要について、報告、御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。1 第2回有識者会議の概要のとおり、今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画作成に向けた第2回有識者会議を1月22日の水曜日に開催をいたしました。今回の会議では、12月4日水曜日に開催した第1回会議でいただいた御意見を踏まえ、私立高等学校等の状況や中学校等卒業後の進路状況などについて御説明させていただくとともに、整備する学校・学科のイメージについてを議題といたしまして、有識者の皆様から社会の変化や高等学校教育を取り巻く状況を踏まえ、今後本県にはどのような学校や学科が必要なのかという点について御意見をいただきましたので、主なものを報告をさせていただきます。

2 第2回有識者会議における主な意見でございます。まず、当日資料の6ページに有識者にお示しをした資料を載せてございますが、こちらでは縦軸に第2期基本計画の記載に沿った課程、学科の区分を、横軸に実施計画を組み立てていくための基本的な視点であるキーワードを取り、実施計画において整備する学校、学校のイメージをお示しをしたところ、学校、学科のイメージを縦軸の課程、学科の枠組みに1対1で対応させるのではなく、縦にも横にも斜めにもまたがる配置にすることで、既存の学校、学科も大事にしつつ、新しく整備する学校、学科のイメージを表現できるのではないかと。

キーワードに、イノベティブな学びが加わったことで魅力的になったが、それがどのような学びであると考えているのかが伝わる説明にする必要がある。その際、生徒自

らが価値を創っていくという価値創造型の学びという要素が入ってくるのではないかな。

イノベーションの基盤となるデジタル・理数分野等の素養という表現について、デジタル、理数分野の素養はイノベーションの基盤ではなく、効率的に実現させるための要素の一つという位置づけではないか。この表現はデジタル技術等を使って仕組みなどをつくる領域と、デジタル技術を使いこなす領域があることを踏まえて、理系、文系という枠組みにとらわれない表現に見直すべきではないか。また、イノベーションには様々な分野が関わっており、例えばデザインの領域も関係することも踏まえる必要があるのではないかといたした御意見をいただきました。

また、策定に当たっての方向性につきまして、1ページの八つ目の丸からになりますが、生徒が自分の将来を描くためにも、現実社会を知る機会を設けることは重要であるため、高等教育機関や企業等と協働した探究的な学びはぜひ進めていただきたい。

学校、学科のイメージの中には、コミュニティスクールの制度の中でカバーできるものもあると感じるので、既存の組織を活性化させることも含めて検討を進めていくべき。

生徒数が減っていく中で、どのような形で中山間地域に高校を残していくのかという点も一つのポイントではないか。例えばオンラインの活用や中高一貫教育校の設置、下宿の整備といったことについて検討する必要があるのではないかなど、様々な御意見も頂戴したところでございます。引き続き有識者の皆様方から御意見を頂戴しながら、実施計画の策定を進めてまいりたいと考えており、有識者会議で頂戴した御意見等につきましては、今後も適宜、教育委員会会議で御報告させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

菅田委員： 今回の第2回という云々ではなくて、これから最終案を決めていく段階でこれが何年間か先まで影響すると思うんですけども、そうするともう既に、ほぼ決まってる、例えば国立の学校の再編。具体的には広島大学附属福山高校が中等教育学校化され、もう高校からの編入をやめて、1学年の数が今200人なんですけどもこれが128人まで、4割減少になると。そういったところの数、そういう情報も入ってらっしゃって、いろいろ検討がこれから進むんでしょうか。

今川教育改革課長： 広島大学附属学校の再編については、報道ベース等ではございますけれども、情報をつかんでいる、承知はしているところでございます。

また、その他の、例えば私立学校の動向であるとか、様々な状況というのにも勘案いたしまして、今後、分かっている情報というのはもちろん折り込んでいく中で、県立高等学校でどういった学科、課程というものをつくっていくか、また、その配置とか規模というのはどういうふうにしていくのか、いろいろな諸条件というのは勘案しながら、しっかりと検討してまいりたいと考えています。

菅田委員： よろしくお願ひします。

志々田委員： 多様な背景を持ったという言葉はネガティブに捉えられる可能性があることを考えると、生徒の多様なニーズに対応したという表現がいいのではないかっていう、これ、何を言ってるのかちょっと説明をしてもらってもいいですか。

今川教育改革課長： 私どもの意図としましては、例えば中学校段階で不登校の傾向があったとか、様々な状況、背景というものを持った生徒さんの個別のニーズに対応していただこうと、丁寧に対応していただこうというイメージで多様な背景を持つ生徒への対応というような表現をしていたところでございます。ここは委員からの、有識者からの御意見というのは、主に語感の問題として、背景というのが何か、どういいますか、ネガティブ、そこに書いてあるとおりネガティブな意味として、やっぱりそれぞれの特性であつたりとかというようなことを肯定的に捉えるというような意味でおっしゃったのではないかなというふうに捉えております。

志々田委員： ありがとうございます。語感のレベルの話が、私は別にそんなにネガティブには感じないですし、バックグラウンドと訳せば何かいい感じにも聞こえるわけで、やっぱり多様な学び、言葉として、生徒のニーズに応じるっていう言い方をすると、今度は、もちろんニーズに応じるのはいいんですけど、ニーズって潜在的なものと顕在的なものがあるって、子供たちにとって全部の選択肢が見えてるわけでもないわけで、そうするとあなたがやりたいようにっていうよりは、もちろんそれも大事なんだけど、教育機関なんだから、こちらとしてどういうものを提供すべきかっていうことをしっかり表さないと、何でも子供の言うことを聞いておけばいいのかという話でもないような気がするんです、というように、語感の問題でこれを言ってるのなら全然いいんですが、違う意図があつ

たらいけないなと思ってお聞きただけです。ありがとうございます。

中 村 委 員： 基本計画ができて、実施計画の策定に向けての会議ということなんですが、いわゆる私立学校の授業料の無償化というようなことが政治でも決まったり方向性が示されたりしていく中で、公立学校の在り方が大きく変わってくる可能性があると思います。実際大阪や東京では既に変わってきているという報道もありますが、そういう変化がある中で今後の実施計画の内容が変わってくるということがあるのかどうか、そこら辺り分かることがあれば教えていただきたいと思います。

今川教育改革課長： 国の政策として方向性が示されました高等学校無償化につきましては、やはり私学にアクセスするハードルというのが相当下げられるということがございますので、大阪、東京で起こっておりますように、公立高校への入学者ってところの数といったところには影響が出てくるのかなと。ただ、その影響がどの程度出るのかなというところは、今、計りかねているという状況でございます。いずれにいたしましても、私立高等学校のみではやはり広島県の高等学校教育というのは成り立ちませんので、私立、公立ともに、やはりともにあって広島県の高等学校教育をつくっていく。また、広島県全体の高等学校の教育水準を維持していく、向上させていくという意味では、引き続き公立学校というものが頑張っていくという必要が、引き続きあるものというふうに思っております。ですから、様々な状況、条件というのは変わってきて、それは適宜、計画には盛り込んでいかなければならないというところはあろうかと思いますが、公立高等学校に求められている使命や役割というところはしっかり見失わないように計画に反映させていきたいというふうに考えております。

中 村 委 員： ありがとうございます。よろしくお願いします。

細 川 委 員： 今、課長がおっしゃっていただいたとおりだというふうに私も思うんですけども、例えば4ページの広島県における高等学校生徒数のグラフを見ますと、平成26年と令和6年を比べると私立とか国立というのは、さほど変化がないというか、増えたり変化がなかったりするんですけど、公立全日制の数が減っていると。これから先、中学校卒業人数が減少するに従って、じゃあどこがその減少分を背負うのかというときに、中村委員もおっしゃった授業料の無償化っていうところで、県立高校だけがそれを背負うっていうわけにはいきませんので、やはり県立高校のあるべき姿というのは有識者の皆様方にもしっかり議論していただいて、授業料だけではないですけども、本当に選ばれる学校づくりをどうしていくべきなのか、どういうふうになればいけないのかっていうところを、今後、今回のテーマが整備する学校、学科のイメージということでございましたけども、それも踏まえて、今後議題としてどういうふうの有識者会議が、第3回が、2ページのスケジュールによりますと2月中にポイントがあるんですけども、開かれたのか、もしくは3月に開かれ、素案も公表になりますけど、3月中なのか、その辺のところの議論がどういう方向にあるのか、なければならぬのか、もし教えていただければお願いしたいのですが。

今川教育改革課長： 現在におきましては、有識者会議は第2回までというところで、第3回につきましてはまだ開催ができておりません。というのが、この間、まさに私立高等学校無償化の議論というのもございますし、それも踏まえて一定の方向性を見た上で、今後の展開というのを考えていかなければならないということもございまして、ちょっとスケジュールというのが当初の想定よりは若干遅れ気味になっているという状況がございます。いずれにいたしましても、そういった状況も取り込みながら、有識者の皆様にも様々な状況変化というのも踏まえて、高等学校、県立高等学校の在り方について御意見を頂戴していくという形で今後の展開を組み立ててまいりたいというふうに考えております。

細 川 委 員： よろしくお願ひいたします。

菅 田 委 員： それに併せてのお願いなんですけども、私立の授業料無償化になって、例えば大阪府なんか公立高校の定員割れ問題が発生したりしてるんですけども、要は県のほうも高等学校だけじゃなくて、中学校も含めて、今後県立中学校の必要性とか、そういったところも含めて有識者の方の意見を聞いていただければなと思うと同時に、スケジュールも令和7年の12月最終公表なんですけども、これもうちちょっと状況によっては後ろにずらしていただくとか、そういったところの柔軟性を考えていただいて、よりいいものにしていただければというふうに思います。

小田原委員： 6ページの整備する学校、学科のイメージについて、縦軸と横軸を1対1対応させるのではなくて、縦にも横にも斜めにもまたがる配置という言葉があるんですけど、この図は結局どういうふうになろうとしている、どういうふうに変えたいとおっしゃって

いるんですかね。

今川教育改革課長： この趣旨が、例えば一番左上にございます実社会における複合的かつ分野横断的な社会課題に着目し、高等教育機関等と協働して探究的に学べる学科というようなのがございますけれども、これは普通教育を主とする学科のところの枠で、横軸でいいますと探究的な学びと実践的な学びというところに位置づけているわけですが、これはここに限定されるものではなくて、多様なという要素もあれば、イノベーティブな学びということにも係ってくる、それぞれの要素を複合的に絡み合っているということをおっしゃりたくって、それをうまく表現してほしいということでおっしゃった趣旨と受け止めてございます。実際に、ただ、二次元の資料にそれを落とし込むというのはなかなか難しい、それを分かりやすい形で表現するというのはなかなか難しいところもございまして、今、事務局のほうでそこをどう表現するかというのはまさに検討、苦慮しているところでございます。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

報告・協議 3 全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定）の対象拡大について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議 3、全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定校）の対象拡大について、引き続き今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 報告・協議 3 によりまして、全国から生徒募集を行う県立高等学校、いわゆる特定校の対象拡大について御説明をいたします。

1 ページを御覧ください。1 要旨にお示しをしておりますとおり、令和 6 年 3 月に策定をいたしました今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）の趣旨を踏まえまして、今後、県内の児童生徒数が一層減少していくことが見込まれる中においても、生徒が集団の中で切磋琢磨できる環境を整備し、活力ある教育活動を展開していくため、全国から生徒募集を行う県立高等学校、いわゆる特定校の対象範囲を拡大したいと考えてございます。

2 の拡大の内容を御覧ください。現行は、平成 27 年度入学者選抜から運用を開始してございまして、対象は 1 学年 1 学級規模校、現在 14 校ございますけれども、こちらのうち全国募集の実施を希望する学校としていただいております。ここに令和 8 年度入学者選抜から、新たに中山間地域に所在し、かつ、自治体内唯一の学校のうち、全国募集の実施を希望する学校、これを対象に加えたいと考えてございます。

なお、中山間地域に所在し、かつ、自治体内唯一の学校に該当いたしますのは、世羅高校及び油木高校の 2 校ということになってございます。

続きまして、3 学校が実施に当たって留意する事項でございます。現在、全国募集の実施に当たりましては、県外生の受入れ人数の設定は県内志願者へ配慮したものとすること。地域と共に活性化、魅力づくりに取り組むこと。地域と連携し、住まいや食事の提供、生徒の世話をする方の確保をすること、という留意事項を設けてございまして、これらにつきましては新たな対象校に対しましても同様に適用したいと考えております。

最後に、4 県外からの受入れの実施及び受入れ人数でございしますが、県外からの受入れの実施及び受入れ人数につきましては、現在の運用と同様に、例年 12 月頃に公表いたします各学校の入学者選抜実施要綱で定めることとしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 1 学年 1 学級だけではなく、世羅は複数の学科があったり油木についても複数の学科があるということで、今まで対象になってこなかったけれども、地域としても魅力的ですし、特色ある学校づくりをずっと続けてきている県内でも有名な学校だと思うので、全国募集することによってまた新しい刺激を得ながら新しい学校づくりができるかなという、それはいいことだなと思うんですが、いかんせんやっぱり大事なお子さんを預かることですので、学校の生活だけではなくて地域の中であったり寮であったりといったそういう、準備万端でないと県の教育委員会としてもそれは募集していいよとはなかなか言いづらいので、世羅と、今、油木の状況で、これもお金のかかる話なので、急にはできないと思うので、何か一応めどが立っていたり、それぞれの自治体さんのほうで御協力いただいたり御相談させていただいたりしていることがあれば教えてください。

今川教育改革課長： 資料の3に書いてございますように、県外募集を実施していただくに当たりましては、地域と連携をして住まいや食事の提供、生徒の世話をする方を確保していただくということはお願いしてございまして、実施計画書を出していただきまして、こちらのほうで確認をし、ゴーサインを出すというような形でこれまでも進めてまいりましたし、これからもそれは実施してまいりたいと考えております。

また、実際、神石高原町さんのほうから全国募集の拡大について、要望があつてということが検討の契機、きっかけになったということはございますけれども、神石高原町さんにおきましては、そこらの受入れの体制、寄宿舎とか寮の確保ということについては準備を進めておられるといったことはお伺いをしてございます。世羅高校につきましては、これから地域とお話をされて、実施をされるということになれば準備をしていけることになるのかなというふうに捉えているところでございます。

志々田委員： やっぱりまちに若者が増えるというのはその地域にとってもとても刺激になるというのか、それからずっと住んでくれる子供たちになるわけですから、そういう意味ではまちにとっても宝物として子供たちを迎え入れてもらいたいなというふうにも思うので、ぜひ、やっぱり学校だけでできることでは、全国募集というのは、つくづく全国いろんなところを見てても学校だけでできてなくて、自治体であるとか、それから地域の人たちの仲間に入ってほしいって思う、地域づくりやまちづくりの盛り上がりみたいなものもすごく大事で、そこができてないまま、募集を増やしたいっていうので学校の都合だけで進めていって何だか危なっかしい寮ができたり危なっかしい事件であつたり、この子供たちは若者なので、やっぱり未成年の子供たちにとっては安心・安全じゃない場所で子供を過ごさせるなんてことは、夜間子供だけになるような施設があつたりとか、何かちょっと全国的に怖いなと思う事例を見たりすることもちよつとあるので、ぜひ、県教委がきちんと責任を持って、全国から子供さんたちが迎え入れられる体制をつくっていただければなと思いました。以上です。

中村委員： 1学年1学級規模校のうち希望する学校ということですが、これは14分の14という、何分の何になってますでしょうか。

今川教育改革課長： 令和7年度の生徒募集に当たりましては、14校のうち8校が募集を、全国から生徒を募っているという状況がございます。

中村委員： 分かりました。世羅と油木についても、対象には入ってくるけれども希望するかどうかはこれからということでしたっけ。

今川教育改革課長： おっしゃるとおりでございます。これから地域と調整されて、学校として最終的な決断、意思決定をされるものと考えております。

中村委員： 3に書いてありますし、御説明もありましたし、志々田委員も御指摘のような、住むところとか食事とかというハード面の条件づくりも当然大事なんですけど、2番目のポツに書いてあるような魅力づくりといいますかね、学校の教育内容の魅力みたいな、特色みたいなことがないと、募集だけでもしてもなかなか他県から来てくれる生徒が簡単に増えるということはないと思いますので、言うまでもないことだと思いますけれども、希望がある学校にはそういったところをしっかりと魅力づくりに取り組んでもらうようにしていただく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わりにしたいと思います。

第1号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県教育委員会規則等の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。